

盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携 35 周年記念経済交流業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

盛岡市とカナダ・ビクトリア市の姉妹都市提携 35 周年を契機に、経済分野における交流の第一歩とするべく、盛岡市及び市内に所在地を持つ事業者の PR 動画を作成し、ビクトリア市側の協力を得ながら、ビクトリア市内に広くプロモーションを行うことで、今後の姉妹都市交流の更なる深化を図る。

2 業務概要

(1) 委託業務名

盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携 35 周年記念経済交流業務委託

(2) 委託内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 3 年 12 月 27 日（月）まで

(4) 委託料上限額

1,431,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 企画提案者の資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、下記の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 盛岡市内に本社又は営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条各号に規定する者を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (6) 直近 1 年間の国税・地方税の滞納がない者であること。

4 参加に係る必要書類の提出

(1) 提出書類

「3 企画提案者の資格要件」を満たし、本業務に係る公募型プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

	No.	名称	様式及び添付書類等	提出部数
I 参加 申込 書類	①	参加申込書	【様式第1号】(その1～その3) ※「その3」は協力会社がある場合のみ提出。	1部
	②	業務実績書	【様式第2号】※類似業務の実績がある場合のみ。	1部
	③	納税証明書	直近1年間における国・地方税の未納がない証明 ※盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は提出不要。	1部
II 企画 提案 書類	④	企画提案書	【任意様式】A4版片面印刷 別添仕様書の「4 委託内容」について網羅した内容であることとし、次の内容を必ず記載すること。 また、記載にあたっては、仕様書を熟読の上、提案すること。 (1)企画提案者名 (2)PR動画の構成案 イメージ画像や映像を用いて、わかりやすく説明すること。 (3)当該経済交流事業に参加する事業者の案 ※仕様書で指定した項目以外の提案であっても本業務の趣旨に沿ったものはこれを認める。なお、その内容を詳細に記載すること。	8部
	⑤	業務工程表	【任意様式】 委託業務の受託決定後(令和3年10月4日予定)から令和3年12月27日までの業務工程とすること。	8部
	⑥	事業経費見積書	【任意様式】 見積合計額に係る項目ごとの内訳金額を記載すること。 また、委託業務の見積合計額と消費税額及び地方消費税額は別に記載すること。	8部

(2) 提出書類様式の交付

本プロポーザルに関する様式等は、盛岡市役所市公式ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出期限

I. 参加申込書類

令和3年9月15日(水)午後5時まで(郵送の場合は必着)

II. 企画提案書類

令和3年9月22日(水)午後5時まで(郵送の場合は必着)

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日は除く。)

(5) 提出方法

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号(盛岡市交流推進部文化国際課内)

盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携35周年記念事業実行委員会事務局(以下、事務局という)へ持参又は郵送(書留郵便, レターパック, ゆうパックに限る。)により提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問事項がある場合は、質問書【様式第3号】により、電子ファイル(ファイル形式はMicrosoft Word又はPDF)を添付した電子メールまたはFAXにより提出すること。

ア 受付期間 令和3年8月25日(水)から令和3年9月10日(金)午後5時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、令和3年9月13日(月)までに、盛岡市役所公式ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の提案内容に密接に関わるもので、競争上の地位、その他正当な利害を害する恐れがあるときは、質問者に対してのみ回答する。また、質問書【様式第3号】によるもの以外の方法及び上記受付期間外の質問は一切受け付けない。

6 審査・選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定にあたっては、事務局が別で定める審査委員で構成する選考会において審査し、審査委員が次項で定める審査方法による採点結果を合計した総合得点で最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次に得点の高い者を次点交渉権者として選考する。

(2) 審査方法

ア 多数の企画提案があったときは、企画提案書類評価による事前審査を実施し、評価点の高い上位3者を本審査対象とする。

なお、企画提案者が一定数以下の場合、事前審査は実施せず参加資格を有する全ての企画提案者を本審査対象とする。

イ 本審査は、企画提案書類評価及びプレゼンテーション評価により実施する。

(3) 評価基準

本審査では、提案事業の実現性及び妥当性等について、下表の評価項目及び評価基準により企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する。

評価項目	評価基準
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・本委託業務の目的を理解した提案になっているか。・企画提案に創意工夫がみられるか。
実績・優位性	<ul style="list-style-type: none">・過去に同種または類似の業務の履行実績があるか。 (協力会社を含む)
訴求効果	<ul style="list-style-type: none">・ビクトリア市民を含む外国人に対し、十分に訴求効果の高い内容になっているか。また、その工夫がみられるか。 (1)ターゲットである外国人の興味関心を引きつけ、交流につながる工夫がなされているか。 (2)参加事業者の魅力を引き出す工夫（撮影方法、構成、表現、音響効果等）が提案されているか。
業務工程	<ul style="list-style-type: none">・業務の履行が達成される業務工程となっているか。スケジュール管理は妥当か。
必要経費	<ul style="list-style-type: none">・業務内容に見合った適切な経費であるか。見積額は妥当か。
総合評価	<ul style="list-style-type: none">・審査項目以外に特に優れた要素がある場合は、審査項目の合計点に加算する。

(4) プレゼンテーションの実施

本審査において、プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

ア 日時等

令和3年9月29日（水）午後1時30分から

イ 会場

盛岡市勤労福祉会館4階 401・402会議室

ウ プレゼンテーション審査の出席者

3名以内とする。

エ 実施方法

(7) 提案内容のプレゼンテーション及び補足説明（概ね25分以内）

プロジェクター及びスクリーンは、事務局で準備する。パソコン等の機器は持参

すること。

(4) 質疑応答（概ね 10 分）

(5) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和 3 年 10 月 1 日（金）までに文書及び電子メールで審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者の名称・得点）を市公式ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続き

事務局は、優先交渉権者として選定された者との間で、随意契約による業務委託契約を締結する。随意契約の締結にあたって、優先交渉権者は事務局の通知により見積書を提出の上、契約書を作成する。

なお、本委託業務の実施については、優先交渉権者の企画提案を原案のとおり実施することを約束するものでなく、必要に応じて PR 動画の構成や、仕様書の内容の一部を変更するなど、事務局と優先交渉権者との間で協議の上、決定することとする。

また、優先交渉権者として選定された者との間で協議が整わなかったときは、審査・選考会による次点交渉権者と協議を行い、随意契約による業務委託契約を締結することとする。

(2) 業務一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせはならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務委託契約を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び盛岡市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 7 号）の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務委託契約の履行に関して知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 成果品等の権利保証と費用負担

受託者は、本業務委託契約の履行にあたって、委託者が権利を有する場合を除いて、成果品及び中間生成物等の制作物について、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを委託者に保証すること。

なお、第三者の著作権その他第三者の権利の承諾又は、取得が必要な場合は、受託者

の責任においてその手続きの全てを行うものとし、当該手続きに要する費用は全て受注者の負担とする。

(6) 成果品に関する権利の帰属

成果品に関する全ての著作権及びその他の権利は、委託者に帰属するものとし、受注者は、成果品の二次利用に関して、委託者に制限がないことを保証することとする。

8 企画提案者の失格

企画提案者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要項「3 企画提案者の資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、事務局が失格と認めた場合
- (4) 事務局の担当者職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

9 留意事項等

- (1) 1事業（参加）者からの応募は、1提案限りとする。
- (2) 審査、選定は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等を受付した後、審査、選定までの間に提案内容等について、企画提案者に対して説明を求めることがある。
- (3) 本プロポーザルの参加者から提出された応募書類等は原則として返却しない。また、提出後の差替え及び変更は認めない。なお、提出された応募書類等は、本プロポーザルの審査、選定以外の目的には使用しない。
- (4) 必要により、提出された書類の内容について警察など関係機関に照会する場合があります。
- (5) 本プロポーザルの応募に要する費用は全て企画提案者の負担とする。
- (6) プロポーザルの参加申込書の提出後に参加を辞退するときには、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等の応募書類等は返却しない。
- (7) 本事業の実施目的を果たせなくなった場合等、やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと事務局が判断したときは、中止する場合がある。

10 実施スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和3年8月25日（水） |
| (2) 質問の受付 | 令和3年8月25日（水）～9月10日（金） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和3年9月13日（月） |

- | | |
|-----------------|------------------|
| (4) 参加申込書類提出期限 | 令和3年9月15日(水) |
| (5) 企画提案書類提出期限 | 令和3年9月22日(水) |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和3年9月29日(水) |
| (7) 審査結果通知, 公表 | 令和3年10月1日(金) ※予定 |
| (8) 契約手続 | 令和3年10月4日(月) ※予定 |

11 連絡先

本プロポーザルに関する担当者, 書類の提出先, 連絡先等は次のとおりとする。

担当者 盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携35周年記念事業実行委員会 石戸谷 和

住所 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号(盛岡市役所本庁舎別館7階)

電話 019-626-7524(直通) / FAX 019-622-6211

E-mail bunkakokusai@city.morioka.iwate.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

※土日祝日を除く。